

都市整備局

人や企業が集い躍動する都市

「人や企業が集い躍動する都市」の実現に向け、横浜の強みをいかしながら、持続的な成長・発展に向けたまちづくりや、都市を支える強靱な基盤づくりなどを総合的に進めます。

《目標達成に向けた施策》

「人や企業が集い躍動する都市」の実現に向け、各取組を連携させながら力強く都市づくりを推進します。

- 都市づくりにおける総合調整等
- 力強い経済成長と都市の魅力・活力を高める都心部のまちづくり
- 快適で利便性が高く、活気のある郊外部のまちづくり
- 災害に強い安全で安心な都市づくり
- 市民生活と経済活動を支える交通基盤整備

都市づくりにおける総合調整等

■都市づくりにおける総合調整 (企画課、地域まちづくり課)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直し

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」とします。）とは、都市計画法第6条の2に基づき、都市計画区域を対象として、都市計画の目標や区域区分の方針など都市計画の基本的な方針を定めるものです。整開保の他に、都市計画法第7条の2に基づく「都市再開発の方針」※1、「住宅市街地の開発整備の方針」※2及び「防災街区整備方針」※3（以下「3方針」とします。）を定めており、個別の都市計画は整開保と3方針に即して定めるものとなっています。

これまで、神奈川県がおおむね6～7年ごとに見直しを行っており、今回は平成22年3月に見直しました。その後、都市計画決定権限が横浜市に移譲されたことを受け、平成30年3月に改定しました。

※1「都市再開発の方針」とは

「都市再開発法」に基づき、計画的な再開発を行うことにより都市全体の機能の回復、向上に貢献することとなる市街地で、既成市街地を中心とする市街地について、再開発の目標や土地の高度利用に関する方針などを定めるもの

※2「住宅市街地の開発整備の方針」とは

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、実現すべき住宅市街地のあり方、住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保に係る目標などを定めるもの

※3「防災街区整備方針」とは

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関

する法律」に基づき、市街化区域内の密集市街地において、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区に関する整備・開発の計画などを定めるもの

横浜市都市計画マスタープラン改定

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。

「横浜市都市計画マスタープラン」は、市域全体の都市計画の基本的な方針を示す「全体構想」、地域別の基本的な方針を示す「地域別構想（区プラン及び地区プラン）」の2層で構成しており、平成25年3月に「全体構想」、令和元年度までに全ての区の「区プラン」を改定しました。

令和3年度は、本市を取り巻く社会経済状況の変化を見据え、現行の「全体構想」の改定に向けた検討を進めています。

京浜臨海部におけるまちづくり

京浜臨海部は、製造業を中心として日本の高度経済成長を支えてきましたが、経済のグローバル化等により、産業構造の転換が進められてきています。

本市では、平成9年に策定した「京浜臨海部再編整備マスタープラン」等に基づき、既存産業の高度化や新産業の創出等を推進してきましたが、マスタープラン策定から約20年が経過し、先端技術の普及による技術革新の進展、環境や防災への意識の高まり等、社会経済情勢が急速に変化していることを踏まえ、平成30年にマスタープランを改定しました。

まちづくりの具体化に向け、末広町地区及び新子安地区（恵比須町）において、立地する企業により設置されたまちづくり協議会をはじめ、関係者の皆様と連携しながら、プランの実現に向けた取組を進めています。

■東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けたまちづくり（企画課）

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を、国内外からの来街者に横浜の魅力を実感いただく好機とし、横浜を世界に魅せるための取組を進めます。

情報提供の面から来街者に快適な滞在環境を提供するため、「広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業」を公民連携事業で実施しています。ラグビーワールドカップ 2019™ の開催に合わせて、運用を順次開始するとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、整備拡充を推進しました。

また、広告が制限されているエリアについては、本市として公衆無線 LAN の運用を行っています。

■魅力ある都市空間の創出（都市デザイン室）

個性と魅力あふれる都市空間を形成していくため、各地域の自然的、歴史的特色を生かし、歩行者空間、広場、オープンスペースの確保や街並みづくりなどを進める都市デザインの企画及び調整を行っています。

都市デザインの企画・調整

各地域の個性をつくるため、デザインプロデュースやデザイン調整などを行っています。

関内地区周辺の都心臨海部は、開港以来の歴史を伝える資産が多く残り、みなとまちというイメージを代表するウォーターフロントがあることから、横浜を世界にアピールする景観を創るため、都市デザイン活動を重点的に実施しています。

周辺部・郊外部では、地域への愛着をもってもらえるよう、地域の顔となる駅舎や、区庁舎のデザイン調整、様々な人が集う公園や駅前広場のデザインや利活用を推進しています。

令和 2 年度は、旧庁舎街区、みなと大通り及び文化体育館周辺道路などの景観・デザインの企画・調整や、夜間景観のあり方検討を行いました。

また、東横線廃線跡地遊歩道について、オリンピック・パラリンピック機運醸成イベントを市民局と開催し、継続的な利活用体制の検討を行いました。

歴史を生かしたまちづくり

横浜には、都心臨海部を中心に、開港以来の近代建築や西洋館、土木産業遺構が残されており、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されています。これらの歴史的資産を再評価し、まちづくりの資源として位置付け、保全活用を積極的に行っています。

昭和 63 年度に施行した「歴史を生かしたまちづくり要綱」は、歴史的景観の保全を目的としており、外観を保全する代わりに、内部は状況に応じ、所有者等と協議の上、使いやすように改修することができ、凍結的な保存より、現役で長く使い続けてもらうことを狙いとしています。景観的・歴史的・文化的に価値の高い歴史的建造物を「登録」し、そのうち、特に重要なもので、将来の保全活用計画について所有者の同意が得られたものを「認定」しています。

この要綱に基づき、令和 2 年度は、山手 133 番館を新たに認定し、令和 3 年 3 月末で、「登録」は 206 件、そのうち「認定」は 97 件となりました。

認定歴史的建造物になると、外観保全、耐震改修（構造補強）や維持管理の費用が助成の対象となります。令和 2 年度は、宇田川邸（平成 6 年度認定）の外観保全工事などに費用の一部を助成しました。

さらに、ふるさと納税では、令和 2 年度は、73 件・191 万 6,000 円のご寄附をいただき、歴史的建造物解説サインの更新に活用しました。

■魅力ある景観づくり（景観調整課）

都市景観形成の取組

魅力ある都市景観の形成を目指して、景観法や「魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」及び景観施策の基本的な考え方を示した「横浜市景観ビジョン」に基づく施策を推進しています。

景観法に基づく「横浜市景観計画」では、全市域の斜面緑地における開発行為を対象とした制限のほか、関内地区、みなとみらい 2 1 中央地区、同新港地区、山手地区を景観推進地区に定め、建築物等の高さや色彩、屋外広告物の表示等に関する基準を定めています。更にこれら 4 地区では、あわせて景観条例に基づく創造的な協議（都市景観協議地区）を行うことにより、質の高い景観形成を図っています。

日本大通りのイチョウ並木を景観法に基づく景観重要樹木に指定しているほか、「旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）」と「旧藤本家住宅主屋及び東屋」を、景観条例に基づく特定景観形成歴史的建造物に指定しています。

また、魅力ある景観を表彰する「横浜・人・まち・デザイン賞」を隔年で開催しています。

屋外広告物管理・適正化の取組

屋外広告物法に基づき「横浜市屋外広告物条例」を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制の基準を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等に努めています。

また、路上違反広告物の除却や公共掲示板の管理を行うとともに、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」として位置づけ、パネル展を開催するなど、広報・普及事業を行っています。

併せて、市長の諮問機関として「横浜市屋外広告物審議会」を設置し、屋外広告物に関する重要事項について調査・審議しています。

令和 2 年度実績

屋外広告物の許可申請件数	2,259 件
屋外広告業の登録・届出数	80 件
路上違反広告物の除却件数	1,902 件

力強い経済成長と都市の魅力・活力を高める都心部のまちづくり

■都心部の整備・まちづくり（都市交通課、都心再生課、横浜駅・みなとみらい推進課、業務調整課）

横浜の成長をけん引する都心臨海部・新横浜都心で、各地区の特性と魅力をいかした機能強化を一体的に進めています。

都心臨海部は、平成27年2月に「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」を策定し、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区の5地区の一体的なまちづくりを進めています。平成30年10月に国の都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域の指定が関内・関外地区、山下ふ頭地区などに拡大されました。引き続き民間事業者の開発・投資意欲を高めるとともに、インフラ整備の強力な推進を図り、機能強化を進めていきます。

新横浜都心では、東海道新幹線による広域交通ターミナルとしての利便性等をいかしたまちづくりを進めています。

横浜駅周辺地区（エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）の推進）

国際都市横浜の玄関口である横浜駅周辺地区は、羽田空港に近接する首都圏有数のターミナルであり、首都圏における社会・経済活動の重要な役割を担う一大拠点です。

現在、老朽化した建物や施設が多くリニューアルの時期を迎えており、災害時には首都圏全体の機能に大きな影響を与える防災的な課題等も有するため、都市の再生が急務となっています。

「エキサイトよこはま22」は横浜駅周辺において、国際化への対応・環境問題・駅としての魅力向上・災害時の安全性確保などの課題を解消し、「国際都市の玄関口としてふさわしいまちづくり」を進めるための指針となる計画です。「横浜駅周辺大改造計画づくり委員会」及び分科会等を開催し、それぞれ専門的見地から討議、検討を重ねてきました。市民の皆さんの意見も取り入れながら、概ね20年後のあるべき姿を描いた計画として、平成21年12月に取りまとめました。

平成22年度から計画実現に向けスタートし、国際競争力強化に資するまちづくりを推進しています。開発や基盤整備を進めるに当たっては、平成29年1月に全国初となる浸水被害対策区域の指定を受け、更なる防災性向上にも取り組んでいます。

西口では、西口地下街中央通路接続事業（馬の背解消事業）が令和元年12月に完成したほか、民間開発の西口開発ビル（JR横浜タワー、令和2年6月開業）と連携した駅前広場の整備を進めています。

東口では、民間開発であるステーションオアシス及び関連する基盤整備について、ステーションオアシスの事業化や駅前広場、デッキ等の検討を進めています。

横浜駅きた西口鶴屋地区は、平成28年9月に国家戦略住宅整備事業に係る内閣総理大臣認定を受け、令和元年度に着工しました。

引き続き、民間開発の促進及び全体の基盤整備に係る計画策定等を進め、国際競争力強化に資するまちづくりを推進します。

東高島駅北地区

東高島駅北地区を含む東神奈川臨海部周辺地区については、平成16年3月に「東神奈川臨海部周辺地区再編整備計画」を策定し地区の再編整備を進めており、平成27年2月に策定した「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」において都心臨海部の一地区として位置づけられました。

東高島駅北地区では、平成16年に設立された地元協議会において、まちづくりの具体的な検討が進められ、平成24年度には主な地権者による土地地区画整理事業準備組合が、平成30年6月に、土地地区画整理組合が設立されました。現在は、一体的なまちづくりに向け、本市による埋立事業と組合施行による土地地区画整理事業により、基盤整備工事を進めています。また、地元と協力しながら、医療、健康、居住など、新しい都心にふさわしいまちづくりを進めるため、地区計画の建築物等に関する事項の都市計画手続を行っています。

みなとみらい21地区

(1) 事業の目的

- ・横浜の都心部は関内・伊勢佐木町地区と横浜駅周辺地区に二分されていました。みなとみらい21地区はこの二つの都心を一体化し、ここにオフィス、文化施設、商業施設など多彩な機能を集積します。これにより市民の皆さんの就業の場や賑わいの場を創出し、経済の活性化と経済基盤を確立することで、横浜の自立性を強化します。
- ・海辺に臨港パークや日本丸メモリアルパークなどの公園や緑地を整備し、市民の皆さんが憩い親しめるウォーターフロント空間をつくります。そのほか、国際交流機能や港湾管理機能を集積します。
- ・首都圏の均衡ある発展を目指し、東京に集中した首都機能を分担する最大の受け皿として、業務・商業・国際交流などの機能の集積・拡大を図ります。

(2) まちづくりの手法

中央地区では、地権者等で「みなとみらい21街づくり基本協定」を締結し、街づくりのルールを自主的に定めています。この協定では、土地利用イメージ、街並み・色調・広告物等の街づくりの基本的な考え方や、建築物の敷地規模、高さ、ペDESTリアンネットワーク、外壁後退などの基準が示されています。

また、みなとみらい21中央地区の景観をより魅力あるものにしていくため、景観法に基づく「景観計画」及び「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく「都市景観協議地区」として中央地区を位置付け、「みなとみらい21中央地区都市景観形成ガイドライン」を定めています。また、このガイドラインでは基本協定の趣旨を踏まえ、新たにみなとみらい大通り沿道の建物に関する基準等を定めています。

また、みなとみらい21街づくり基本協定等の自主

的なルールによる街づくりを法制度的に確かなものとするため、中央地区で地区計画を定めています。

新港地区においては、中央地区と同様に「みなとみらい21新港地区街並み景観ガイドライン」を定めています。このガイドラインでは、港の景観の演出や、赤レンガ倉庫に象徴される歴史性を尊重した調和のとれた街づくり、建物の高さや色調、外壁後退、水辺の広場づくりなどが示されています。あわせて、用途等について地区計画でルールを定めています。

(3) 街区開発の状況

令和3年4月1日の進捗率は、総宅地面積約87ヘクタールに対し、本格利用（建設中、計画中を含む。）の開発面積は約78ヘクタールで約90パーセント、さらに、暫定利用（建設中、計画中を含む。）を加えた開発面積は約83ヘクタールで約95パーセントとなっています。

桜木町駅等周辺地区

みなとみらい21地区に隣接する既成市街地の野毛・戸部・高島地区は、みなとみらい21地区との連携や地区の特性を踏まえた街づくりを進める必要があります。

野毛地区では、来街者の回遊性確保のための道路整備や地区の魅力づくりのための様々な取組を行っています。

また、その他様々な活性化策についての話し合い等を地元とともに進めます。

戸部・高島地区は、地区振興についての定期的な話し合いを進めています。

東横線跡地整備事業

みなとみらい線と東急東横線との相互直通運転の開始（平成16年2月）により、東横線の東白楽駅～横浜駅間は地下化され、横浜駅～桜木町駅間は廃線となりました。

これに伴い生じた跡地及び鉄道構造物は、横浜都心部における貴重なオープンスペースとして活用し、回遊性の向上と地域の活性化を図るため、緑道や遊歩道として整備を進めています。

地下化区間については、緑道（公園）として整備し、平成23年4月に全線供用しました。

廃線区間については、緑あふれる魅力的な歩行者空間（歩行者専用道路）として整備を進めており、平成26年7月に、桜木町駅西口広場を供用開始しました。その後、令和元年7月に同広場から紅葉坂交差点までの区間を供用開始しました。

- 面積 約13,000平方メートル
- 延長 約1.8キロメートル
- 幅員 約7～10メートル

関内・関外地区

横浜市では、関内・関外地区が抱える課題に対応し、地区の活性化を持続的に図っていくため、平成21年度に、新たな計画として「関内・関外地区活性化推進計画」を取りまとめました。

この計画に基づき、地元主体の取組を中心に具体的な内容を整理したアクションプランを策定するとともに、優先的取組として、関内駅北口周辺の結節点強化、業務機能の再生、回遊性強化、都心機能誘導検討を進めました。

平成24年に設立した関内・関外地区活性化協議会と共に、地域・事業者・行政が当地区の活性化に取り組むに

あたり、共有すべき方向性を「関内・関外地区活性化ビジョン」として令和2年3月に策定しました。

また、市庁舎移転を契機とした関内駅周辺地区の新たなまちづくりを進めており、平成29年3月に策定した「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」に沿って、教育文化センター跡地の事業者公募を行い、平成30年3月には事業者を決定しました。旧市庁舎街区については、平成31年1月に事業者公募を開始し、令和元年9月には事業予定者を決定しました。旧市庁舎街区に隣接する関内駅前港町地区では、平成30年11月に再開発準備組合が設立、令和2年10月には事業協力者が決定され、再開発に向けた検討が進められています。

今後も、開港以来の歴史と文化や個性豊かな商店街などの地域資源を活用し、景観計画、街づくり協議などによりきめ細かなまちづくりを進めていきます。

初黄・日ノ出町地区

かつて、一部店舗の違法営業に伴う環境悪化が大きな問題となっていました。平成15年11月に地元で「初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会」が発足したことを契機として、地元、警察、行政の連携により、誰もが安心して歩ける健全な街を目指して、現在、様々な環境整備に向けた取組を行っています。

本市では、平成19年8月に「街づくり協議指針」を策定し、街の賑わいの連続性やマンションの適正な居住水準を誘導しています。また、地区の活性化に向け、土地利用転換を促すとともに、京急高架下の利用等を検討・調整しています。

また、平成21年4月に発足した「黄金町エリアマネジメントセンター」による、アートと商業が共存する取組や、大岡川の親水施設活用など、街の再生と賑わいづくりに向けた取組を進めています。

新横浜都心のまちづくり

神奈川東部方面線の事業進捗状況等を踏まえ、計画的なまちづくりを進めます。

新横浜駅南部地区では、平成30年3月に駅前地区（約3.5ha）での再開発準備組合が設立し、平成31年3月には事業協力者が選定され、都心にふさわしいまちづくりについて検討が進められています。

I Rの実現に向けた取組

横浜市においては、人口減少社会の到来を迎え、今後経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。

このような状況の中、国が「観光先進国」を目指して進める「日本型I R」は、これからの横浜の課題を解決していくための重要な手法の一つと考え、令和元年8月に、I Rの実現に向けた取組を推進することを表明し、本格的な検討・調査を進めてきました。

令和元年10月から、R F C（Request for Concept）によるサウンディング調査を開始し、事業者との対話等を行うとともに、令和2年3月からは、市民の皆さんからの意見を幅広く聞くため「横浜I Rの方向性」（素案）のパブリックコメントを実施。いただいたご意見を反映し、修正した「横浜I Rの方向性」を、パブリックコメントの結果とともに8月に公表しました。令和3年1月には、実施方針及び募集要項を公表し、事業者の公募を開始しました。

その後、令和4年4月の国への認定申請に向けて、区域整備計画の作成を進めました。

■回遊性を高め賑わいを促すまちづくり(都市交通課)

都心臨海部における新たな交通システム導入事業

都心臨海部の回遊性向上等を目的として、平成26年度からまちの賑わいづくりに寄与する新たな交通の導入について検討を行い、平成27年度に方針をとりまとめ、令和2年までに連節バスを活用した新たな交通(高度化バスシステム)を導入することとしました。

運行事業者である横浜市交通局とともに導入に向けた準備を進め、令和2年7月に「BAYSIDE BLUE」の運行を開始しました。

横浜都心部コミュニティサイクル事業

横浜の都心部においては、徒歩、自転車及び公共交通を利用し、楽しく快適・安全に移動できる交通環境の実現を目標としています。日常や観光の利便性・回遊性の向上による、都心部活性化、観光振興及び低炭素化への寄与を目的として、3年間の社会実験を経て、横浜都心部コミュニティサイクル事業を平成26年度から本格実施しています。現在、コミュニティサイクルが横浜都心部の新たな交通手段として定着することを目指し、採算性確保に取り組むとともに、サイクルポートの拡充等による利便性向上及び広報等による利用促進を図っています。

快適で利便性が高く、活気のある郊外部のまちづくり

■コンパクトで活力あるまちづくり (二ツ橋北部土地区画整理事務所、綱島駅東口周辺開発事務所、市街地整備推進課、市街地整備調整課)

「市街地再開発事業」、「土地区画整理事業」等による駅前広場や歩行者空間等の確保、商業・業務施設や都市型住宅、生活利便施設の機能集積など、市民の日常を支え、地域活力を高める郊外部の駅周辺の拠点整備を推進します。

二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業

二ツ橋北部地区は、瀬谷駅北口の一部を除き、大半の地区は未着手のままとなっており、地域の重要な幹線道路である都市計画道路三ツ境下草柳線も駅前の一部の整備にとどまっています。

そこで、都市計画道路三ツ境下草柳線を中心とした都市計画道路と沿道の一体的整備に向け、市施行による土地区画整理事業を実施し、駅周辺の道路網の形成を図り、自動車交通の利便性向上や、安全な歩行者動線の確保を図ります。

令和2年度は事業予定区域のうち、事業計画決定した三ツ境駅側の約4.1ヘクタールの第1期地区で用地取得や公共施設設計を進め、第3回仮換地指定、調整池工事

等を実施しました。

また、第2期以降の地区については、事業化に向けた検討を進めました。

令和3年度は、第1期地区の移転補償を進めるとともに、基盤整備や調整池の工事を進めます。

新綱島駅周辺地区土地区画整理事業・新綱島駅前地区市街地再開発事業

綱島駅東口周辺の約4.5ヘクタールは、東急東横線沿線において有数のターミナル拠点でありながら、交通広場の機能が未整備であり、慢性的な交通混雑や自転車駐車場の不足など、都市基盤施設の整備改善が不可欠となっています。また、建物の老朽化が進み、低未利用地も多いなど、様々な課題を抱えている地域となっています。

こうした課題を解決するために、相鉄・東急直通線の新綱島駅の整備の機会を捉え、新綱島駅周辺の約2.7ヘクタールにおいて、市施行による土地区画整理事業と組合施行による市街地再開発事業を一体的に施行し、鉄道の整備と一体となって、新たな街を形成します。

令和2年度は、土地区画整理事業では、第1工区の宅地造成工事を進め使用収益を開始するとともに、第2工区の仮換地指定を行いました。市街地再開発事業では、再開発ビルの建築工事に着手しました。

令和3年度は、綱島街道等の道路整備工事を進めるとともに、関連事業として、新駅の綱島方出入口整備等を行います。市街地再開発事業では、引き続き、再開発ビルの建築工事を進めます。

大船駅北第二地区市街地再開発事業

大船駅笠間口に接する北側の約1.7ヘクタールの区域において円滑な交通処理ができる駅前広場の整備や、機械式駐輪場の改善、商業施設の機能更新、都市型住宅の供給など、横浜市側の玄関口としてふさわしい拠点づくりを進めるため、組合施行により市街地再開発事業を推進しています。平成28年7月に権利変換計画認可を受け、既存建物の解体工事を開始し、平成29年3月に着工した再開発ビルが令和3年2月に竣工しました。

令和3年度は、現年度内の工事完了を目指し、都市基盤施設(駅前広場等)の工事を進めます。

泉ゆめが丘地区土地区画整理事業

泉ゆめが丘地区は、市営地下鉄「下飯田駅」、相鉄いずみ野線「ゆめが丘駅」及び環状4号線に隣接した地域特性を踏まえ、駅前広場及び都市計画道路の整備を行い、交通結節機能の強化を図るとともに、良好な居住環境を備えた市街地及び新たなにぎわい・交流をはぐくむ市街地の形成を図るため、当地区の約23.9ヘクタールで、組合施行による土地区画整理事業を推進しています。

令和2年度は、一部の地区で使用収益が開始され、新たな土地活用が図られています。令和3年度は、引き続き移転補償や基盤施設の工事を進めます。

瀬谷駅南口第1地区第一種市街地再開発事業

横浜の西の玄関口である瀬谷駅の南口に接する約1.0ヘクタールの区域で、市街地再開発事業により、駅前広場や道路などの基盤整備や駅前に相応しい商業施設及び都市型住宅、地域の文化芸術活動の核となる区民文化センターを整備し、瀬谷駅の南北地区が一体となった賑わいのあるまちづくりを進めます。

令和元年度は、解体工事等の完了後、再開発ビル及び都市基盤施設（駅前広場等）の工事に着手し、令和2年度は継続して工事を進めました。

令和3年度は、現年度内の竣工を目指し、引き続き工事を進めます。

■郊外部の新たな活性化拠点の形成に向けたまちづくり（国際園芸博覧会推進課、上瀬谷整備推進課、上瀬谷交通整備課）

＜旧上瀬谷通信施設地区事業＞

・旧上瀬谷通信施設地区（土地区画整理事業）

平成27年6月に返還された旧上瀬谷通信施設の土地利用については、平成29年11月に地権者が設立した旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会とともに検討を進めており、市民の皆さんのご意見も踏まえ、令和2年3月に、まちづくりの方針や土地利用の考え方をとりまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

令和3年度は、引き続きまちづくり協議会との検討を進めるとともに、土地区画整理事業に必要な環境影響評価等の手続きを進めます。

・旧上瀬谷通信施設地区（新たな交通の導入・周辺道路整備事業）

旧上瀬谷通信施設における大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応するため、新たな交通の導入や周辺道路整備に係る設計、測量、調査等を実施しました。

令和3年度は、これまでの調査、設計などの成果を基に、詳細設計を実施するなど、検討を深度化させるとともに、整備に必要な関係法令に基づく手続きを進めます。

＜国際園芸博覧会推進事業＞

旧上瀬谷通信施設において、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的とした国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。

令和2年度は、会場構想・事業展開・輸送アクセス等を国等と連携しながら検討し、博覧会国際事務局（BIE）への申請手続きに向けた準備を行いました。

令和3年度は、博覧会の開催に向け、引き続きBIEへの申請手続きに向けた事業計画等の検討を進めます。また、令和2年11月に設立された「2027国際園芸博覧会推進委員会」とともに、広報PR・機運醸成や、3年11月の博覧会の開催組織「2027年国際園芸博覧会協会」の設立に向けた準備等を行います。

■地区計画等を活用したまちづくりの誘導・調整（地域まちづくり課）

大規模な土地利用転換や都市計画提案に係る開発計画について、地区計画等を活用しながら適切に誘導しています。

令和3年度は、引き続き主要駅周辺地区及び内陸部工業地区のまちづくり誘導策や郊外部再生に向けた施策等

の検討を行い、地区の特性に応じたコンパクトな市街地形成や郊外住宅地の再生を目指します。

■市民とともに創り育てるまちづくり（地域まちづくり課）

地域まちづくり推進事業

平成17年2月25日に「横浜市地域まちづくり推進条例」が公布され、同年10月1日に施行されました。この条例は、市民の皆さんと市の協働によるまちづくりの制度として、市民の皆さんが身近な地域のまちづくりを進める際の手続きや、市の支援施策等を定めたものです。

この条例に基づき市民主体の地域まちづくりを推進するため、地域におけるプランづくりや地区計画等のルールづくりなどのまちづくり活動に対し、「まちのルールづくり相談センター」（地域まちづくり課等）を中心に区役所と連携して、市職員による「出前塾」の実施、まちづくりコーディネーター等の派遣、地域における活動費用の一部助成等の支援を行います。

また、「まちづくり支援団体」との協働による市民等の地域まちづくりの支援を推進するため、活動費用の一部助成などを行います。

令和3年8月1日現在

地域まちづくり組織認定数	37
地域まちづくりプラン認定数	19
地域まちづくりルール認定数	20
まちづくりコーディネーター数	67
まちづくり支援団体数	12

ヨコハマ市民まち普請事業

市民の皆さんが地域の特性を生かした身近な生活環境の施設整備を考え、自ら主体となって発意し実施することを目的として、平成17年度からスタートした事業です。具体的には、市民の皆さんから身近なまちの施設整備に関する提案を募集し、1次・2次の2回にわたる公開コンテストで選考された提案に次年度整備助成金を交付するなど、市民の皆さんが主体となったまちづくりの支援を行います。

令和2年度は、11件の応募があり、3件が整備助成対象提案として選考されました。

＜整備助成対象提案一覧＞

整備提案名	提案グループ名	区名
コミュニティカフェの新設	みんなが繋がる憩の家 icocca 作り隊	港南区
カベを取り払ってみんなが自由になる「ひろば」づくり	菊名・錦が丘にみんなの“ひろば”をつくる会	港北区
みんなの絵本のおうち	おはなしの風	泉区

■都市交通政策の企画調整（都市交通課）

持続可能な交通の実現に向けて、「市民生活の質向上につながる交通政策」、「都市の成長を支え魅力を高める交通政策」、「持続可能で安全・安心な都市づくりに寄与する交通政策」を基本方針とした取組を進めます。

横浜都市交通計画

本計画は、交通政策全般にわたる政策目標などを示すことにより、市民・企業・交通事業者・行政等の多様な主体がこの目標を共有するとともに協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すものとして、平成 20 年に策定されました。計画策定から 10 年が経過し、横浜の交通を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、平成 30 年度に改定を行いました。

計画の推進にあたっては、横浜の交通を支えている関係者間で目標や理念を共有しながら、それぞれの責任と役割分担のもと、連携した取組を進めていくため、市民・企業・交通事業者・行政等からなる「横浜市交通政策推進協議会」を平成 20 年度に設置し、平成 20 年度から令和 2 年度の 13 年間で 20 回開催しました。

平成 23 年度からは、取組の具体化を図るため、バス交通の活性化などのテーマ別の部会を設置するなど、多様な主体が連携した取組を進めていくための議論の場として運営しています。

また、交通渋滞緩和や環境負荷軽減を図るため、マイカー交通から公共交通への転換を政策目標の一つに掲げています。

そこで、過度にマイカーに頼る生活から徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活への転換を促す取組である、「モビリティマネジメント」を実施しています。

鉄道計画検討調査

交通政策審議会答申第 198 号（平成 28 年 4 月）に位置付けられた高速鉄道 3 号線の延伸、横浜環状鉄道、東海道貨物支線の貨客併用化等について、より充実した鉄道ネットワークの構築に向けた検討を進めています。

高速鉄道 3 号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）について、令和 2 年 1 月の概略ルート・駅位置の決定を踏まえ、沿線住民へ交通行動に関するアンケートを実施しました。引き続き、早期事業着手に向けて、国や関係者との協議・調整を進めていきます。

また、国の交通政策審議会答申を踏まえ、横浜環状鉄道等について事業性の確保に向けた検討を進めます。

東京都市圏パーソントリップ調査

都県を越えた広域的な交通政策について検討する場として、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県南部、栃木県南部及び茨城県南部（東京都市圏）における都県、政令市並びに関係機関において、東京都市圏交通計画協議会が設置されています。

当協議会において、これまで人の動きに着目した交通実態調査として、パーソントリップ調査を実施してきており、また、併せて物の動きとそれに関連する貨物自動車の動きに着目した物資流動調査を定期的実施しています。

調査結果は、協議会が、将来の交通体系のあり方を検

討するために用いられるだけでなく、国や都市圏内の公共団体などに対して貸し出されて、様々な検討に活用されています。

令和 2 年度は、第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査（政策検討）を実施しました。

■駐車場対策（都市交通課）

横浜の都心部など、商業・業務施設の集積地をはじめとして、市域全体の駐車場問題の解決を図るため、

- 1 駐車場法、大規模小売店舗立地法に基づく駐車場整備に関する指導・調整
- 2 横浜市駐車場条例（平成 28 年 2 月改正、同年 3 月施行）の所管
- 3 公共駐車場の管理運営等対策
- 4 既存駐車場の有効活用の促進
- 5 都心部観光バス路上乗降対策
- 6 自動二輪車駐車対策

などを行っています。

なお、横浜市駐車場条例については、平成 28 年度に近年の駐車需要の変化を踏まえて事務所の附置義務基準を緩和するとともに、地区の特性に応じた附置義務基準の設置を可能とする条例改正を行い、地区の特性にあった駐車場の整備や活用を進めています。

<駐車場整備地区>

自動車交通が著しくふくそうする地区として、駐車場法第 3 条第 1 項及び都市計画法第 8 条第 1 項に基づき、次の 6 地区において都市計画に定めています。

地 区	対象面積	地 区	対象面積
中央地区 （横浜駅、みなとみらい 2 1 地区及び区内地区周辺）	約 755ha	港北ニュータウン 第 2 地区	約 45ha
新横浜北部地区	約 85ha	戸塚駅周辺地区	約 14ha
港北ニュータウン 第 1 地区	約 28ha	上大岡駅周辺地区	約 21ha